

東日本大震災復興関連事業チェックシート (平成23年度第3次補正予算)					(文部科学省)		
事業名	放送大学学園運営費補助金 (設備復旧)		担当部局庁	生涯学習政策局		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度		担当課室	生涯学習推進課		生涯学習推進課長 藤野 公之	
会計区分	一般会計		施策名	I-2 生涯を通じた学習機会の拡大			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	放送大学学園法第6条第1項		関係する計画、通知等	—			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	東日本大震災により被災した放送大学学園本部及び学習センターの破損備品等の復旧を行い、学生が安心かつ円滑に学習できる環境を整える。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	東日本大震災により被災した放送大学学園の破損備品等の復旧・更新に要する経費に対し、国が補助を行う。 ■附属図書館(本部)の図書館書棚の修繕 ■学習センター(青森、秋田、宮城、福島、千葉等)の放送教材収納棚の修繕等 (補助率:定額)						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
23年度予算額 (単位:百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計		
	8,420	—	—	50	8,470		
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値 23年度 (年度)	活動指標 (アウトプット) ※上段( )書きは 予算措置の累積 に係る見込み	活動指標	単位	23年度活動見込
	本事業は、東日本大震災により被害のあった破損備品等について、その復旧・更新費用を補助するものであり、国が定量的な目標を設定することになじまない。			補助件数	校	1	
単位当たりコスト	【学生一人当たりコスト】 5.5千円/人			算出根拠	$(\text{単位当たりコスト}) = (\text{補助額}) \div (\text{該当学習センターの学生数})$ $= 49,605 \text{千円} \div 8,979 \text{人}$ $= 5.5 \text{千円/人}$ 【参考】 $(\text{該当学習センターの学生数}) = 399 \text{人(青森)} + 706 \text{人(秋田)} + 1,939 \text{人(宮城)} + 895 \text{人(福島)} + 5,040 \text{人(千葉)}$ $= 8,979 \text{人}$		
事業所管部局による点検							
項目				内容			
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。				「東日本大震災からの復興基本方針」において、「避難場所として災害時の拠点となる学校等について、減災の考え方に基づき、各種施設の整備等のハード面と教職員の役割等のソフト面から、防災機能を強化する。」と示されており、当該措置はそれに基づくものである。			
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。				図書館書棚や学習机、エアコンなど被災学習センターの学生(約9,000人)に常日頃から利活用されている備品や良好な学習環境を確保するには、備品等の復旧が必要であり、優先度の高い事業である。			
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見直しなど)。				図書館書棚や学習机、エアコンなど被災学習センターの学生(約9,000人)に常日頃から利活用されている備品や良好な学習環境を確保するためには、早期の備品等の復旧が必要であり、効果的である。			
費用対効果や効率性の検証が行われたか。				対象破損備品等を復旧・更新の緊急性が高いものに精査するなど、十分な検証が行われている。			
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。				放送大学学園が事業を実施し、所管官庁である文部科学省が財政面において補助するものであり、役割分担は明確である。			
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。				事業内容の緊急性に鑑み、可能な限り調達に係るスケジュールの短縮化を図るなど、計画的に破損備品等の復旧を行う。			
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。				補助要綱等は既に整備されているとともに、参考見積を取り寄せ、仕様を確定するなど調達に係る事前準備を十分に行っていることから、速やかな着手・執行が可能である。 また、事業の実施にあたっては、補助金適正化法等の法令や、法人の会計規程等に基づき、適切に実施される。			